

# 土地家屋調査士の調査測量成果が 法14条1項地図になります。

国土調査法第19条第5項指定制度を利用することにより、  
一筆地の調査測量成果が地籍調査と同等以上の精度・正確さを有すると公証され、  
対外的な信頼性が高まります。その成果は国から登記所に送付されます。



広報キャラクター「地職くん」

必要となる誤差限度区分は、不動産登記規則などで準用している  
国土調査法施行令第15条で足りります。

国土交通省では、19条5項指定申請促進のため、  
平成22年度より**地籍整備推進調査費補助金**を創設しました。  
さらに平成25年度より国から民間事業者等の直接補助できるよう制度を拡充しています。

## ○ 土地家屋調査士のための

国土調査法第19条第5項指定申請手続に係る資料を掲載しました。

**ENTER**

※クリックすると連合会HP「会員の広場」へジャンプします。

「会員の広場」へ入場する際には、IDとパスワードが必要です。

